

令和6年度 随意契約の公表(こども若者部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【こども若者部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	八尾市若者相談支援事業業務	令和6年4月1日	社会福祉法人つむぎ福祉会	大阪市東住吉区田辺六丁目4番1号	10,423,500円	継続した支援が必要な相談者が存在すること、また蓄積したノウハウが本事業を最も円滑かつ効果的に実施できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	八尾市こども向けサイト運用等業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	532,950円	平成24年度に当該サイトを構築するとともに継続して当該サイトの運用等に従事した事業者であり、本業務の運用について熟知していること。また、平成30年度に実施した入札の落札者でもあり、業務の継続性及び効率性を鑑みた場合、単年度ごとの競争入札に付することが適さないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	八尾市母子家庭等就業・自立支援センター事業業務	令和6年4月1日	(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪市東成区中道1丁目3番59号	1,545,000円	「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(母子・父子福祉団体等)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び法第6条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約」に該当(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
こども若者政策課	八尾市母子家庭等日常生活支援事業委託契約	令和6年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 560,114円	「シルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約」に該当(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付システムにおけるシステム運用保守業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区本町二丁目5番7号	1,584,000円	契約業者は、当該システム構築業務契約時の事業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
こども若者政策課	八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務	令和6年4月1日	ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	単価契約 (年間見込額) 1,528,295円	本業務は、ノウハウのある民間事業者による事業委託することにより効率的かつ効果的に実施できるものである。昨年度、プロポーザル方式により事業者を選定したところであり、業務内容の同一性及び業務の効率性を考慮し、当該事業者への委託による事業実施が最も効果的であると考えられるため随意契約を行ったものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	八尾市学習支援事業運営業務	令和6年4月1日	株式会社エデュケーショナルネットワーク	東京都千代田区富士見二丁目11番11号	一部単価契約 (年間見込額) 34,041,700円	事業の実施方法を変更を検討する間において、蓄積したノウハウが本事業を最も円滑かつ効果的に実施でき、かつ子どもたちへの環境変化の負担が少ないことを総合的に勘案すると当該事業者と随意契約することが望ましいため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
こども若者政策課	八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務	令和6年9月1日	ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	単価契約 (年間見込額) 966,042円	ノウハウのある民間事業者による事業委託することにより効率的かつ効果的に実施するため、本年度にプロポーザル方式により事業者を選定し、随意契約を行ったものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当管理システムソフトウェア保守契約	令和6年4月1日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	660,000円	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	児童扶養手当システム運用保守契約	令和6年4月1日	(株)両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号	1,161,600円	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当システム令和6年度法改正に伴う児童手当システム改修	令和6年4月1日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3276番地	19,283,000 円	契約業者は当該システムの管理者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども若者政策課	特別児童扶養手当管理システムソフトウェア保守契約	令和6年4月1日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	660,000円	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童扶養手当システムIaaSサービス利用契約	令和6年4月1日	富士通 Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	大阪市中央区城見2-2-6	1,062,600円	住基等既設システムを収容するデータセンターを使用する条件でシステム構築しており、当該業者以外、本業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当管理システム令和6年6月改版後データ標準レイアウトに基づく改修業務	令和6年7月1日	(株)阪南ビジネスマシン	大阪府堺市中区深井北町3275番地	1,375,000円	現行システム構築業者である当該業者以外、本業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	ひとり親医療所得制限引き上げ対応業務	令和6年5月1日	株式会社アイネス 関西支社	大阪府中央区本町二丁目5番7号	1,842,500円	当該システムを熟知している開発・運用保守事業者である株式会社アイネス以外では対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども・いじめ何でも相談課	市立児童発達支援第1センター施解錠等業務委託	令和6年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約(年間見込額) 598,752円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
こども・いじめ何でも相談課	市立児童発達支援第1センター受付員業務委託	令和6年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約(年間見込額) 1,589,445円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
こども・いじめ何でも相談課	市立児童発達支援第1センターのタクシー乗車券使用契約	令和6年4月1日	新東宝タクシー株式会社	東大阪府小阪二丁目6番14号	単価契約(年間見込額) 600,000円	市立児童発達支援第1センターに通所する肢体不自由児の送迎バスに代わるものとして、利用区間も自宅からセンターまでの間とし、利用時間も送迎時間帯のみに限定しているため、利用者にとって利便性が高く、高い評価を得ている事業者と契約する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども・いじめ何でも相談課	いじめ報告・相談アプリ使用許諾契約	令和6年4月1日	スタンバイ株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目1番15号 S TR東日本橋4F	4,136,220	いじめ報告・相談アプリ「STANDBY」は、匿名でいじめの報告・相談ができるアプリで、多数の自治体での運用実績があり、本市においても、いじめや人間関係でのトラブル等に関する相談が増え、いじめ等の早期発見・早期解消につながっている。本市では、令和5年度から一部の学校で先行導入を開始し、相談の中で運用方法の見直しや課題を改善し、令和6年度から全校導入を行うものであるが、当該アプリを信頼し、前年度から継続している相談が多数存在し、相談環境を変えずに、引き続き子どもからの気持ちに応えられるのは当該アプリのみである。また、スタンバイ株式会社は、市教育委員会が実施する脱いじめ傍観者教育も担っており、相談ツールとしてのアプリの有用性及び、いじめを傍観せず、報告、相談する大切さに気づかせる授業プログラムを合わせて提供できる業者は、同社のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
こども・いじめ何でも相談課	八尾市母子緊急一時保護事業委託契約	令和6年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館(母子生活支援施設ルフレ八尾)	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	単価契約 (年間見込額) 3,071,841円	市内には他に母子生活支援施設がなく、本事業を遂行できるのは左記の施設以外に存在しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども・いじめ何でも相談課	八尾市こども・子育て総合電話相談業務委託契約	令和6年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	3,500,000円	大阪府の委託事業として当該業務の実績が豊富であるとともに、母子生活支援施設でのこども支援、親支援のノウハウをもって本業務を行える機関がほかにないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども・いじめ何でも相談課	八尾市要支援児童等見守り強化事業	令和6年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館	大阪府八尾市南本町三丁目4番5号	9,729,000円	本業務は、プロポーザル方式により令和5年度に業者選定し委託契約を締結。子育て世帯が孤立しないよう居場所の運営をはじめこども等を見守る支援が必要であり、本業務の目的・内容を理解したうえで実施できる機関が左記の法人以外に存在しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	親と子のいた〜ねっとYAO	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	特定非営利活動法人KARALIN	八尾市東久宝寺二丁目4番12号	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	えだまめっこwithさくらんぼキッズ	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 ハートフレンド	大阪市東住吉区桑津 5-13-48	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	乳幼児サークル きりんの会	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	陽だまり sunny spot.	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	サークル ぽっかぽか	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	はぐはぐ☆	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	大阪いずみ市民生活協同組合	堺市堺区南花田口町二丁2番15号	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	あ〜いあいひろば	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	しゃぼん玉幼児教室	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	八尾市つどいの広場事業委託契約	令和6年4月1日	こっこさんの会	代表者個人の住所のため公開不可	5,052,000円	平成18年4月から在宅親子の交流の場としてつどいの広場事業を実施している。プロポーザル方式により事業者再選定を行い、令和3年6月1日より委託契約を締結。地域における安定的・恒常的な子育て支援という事業の内容等から競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	やおファミリー・サポート・センター事業運営委託契約	令和6年4月1日	(社福)八尾市社会福祉協議会	八尾市本町二丁目4番10号	17,480,100円	当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート件数に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会において他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市地域子育てつながりセンター事業委託契約	令和6年4月1日	(社福)八尾市社会福祉協議会	八尾市植松町5-8-5	10,192,000円	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業として、乳幼児及びその保護者が交流し、子育てに関する相談その他の子育て支援にかかる事業を実施するとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体と連携の構築を図ることを目的としており、民生児童委員やボランティア等既存の地域ネットワークをもつ八尾市内団体は社会福祉協議会において他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市健康管理システムデータ入力業務の委託	令和6年4月1日	シティコンピュータ株式会社 大阪支社	大阪市福島区野田5丁目17番22号大拓ビル3階	単価契約 (年間見込額) 1,834,000円	本市庁舎内に作業場所を有することのできる唯一の事業者であるり、個人情報保護の観点から最適であるとともに、速やかなデータ入力など当課において過去の実績もあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	妊婦健康診査業務に係る委託	令和6年4月1日	①(一社)大阪府医師会 ②(一社)大阪府助産師会	①大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 ②大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号	単価契約 (年間見込額) 178,898,000円	大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	産婦健康診査業務に係る委託	令和6年4月1日	①(一社)大阪府医師会 ②(一社)大阪府助産師会	①大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 ②大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号	単価契約 (年間見込額) 15,867,000円	大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務に係る委託	令和6年4月1日	(一社)大阪府医師会	大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号	単価契約 (年間見込額) 22,757,000円	大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会のみであるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	新生児聴覚検査業務	令和6年4月1日	①(一社)大阪府医師会 ②(一社)大阪府助産師会	①大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 ②大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号	単価契約 (年間見込額) 10,409,000円	大阪府下において、当該検査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、受検者が大阪府下の医療機関から受診機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	妊婦歯科健康診査に係る委託	令和6年4月1日	(一社)八尾市歯科医師会	八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16	単価契約 (年間見込額) 4,393,000円	歯科健康診査については、身近なかかりつけ歯科医での受診など市民の利便性を考慮した個別健診を実施している。八尾市内において、個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は一般社団法人八尾市歯科医師会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	母子保健相談支援事業に係る業務委託	令和6年4月1日	(一社)大阪府助産師会	大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号	単価契約 (年間見込額) 31,652,000円	大阪府下において、当該事業に対応できる専門知識及び実施体制を有する団体は契約相手方のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市伴走型相談支援事業委託	令和6年4月1日	(一社)大阪府助産師会	大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号	単価契約 (年間見込額) 13,793,000円	大阪府下において、当該事業に対応できる専門知識及び実施体制を有する団体は契約相手方のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市出産・子育て応援給付金給付業務	令和6年4月1日	アデコ(株)OSセールス関西支社	大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA14F	3,958,610円	一般競争入札を実施するまでの短期間、当該業務を実施できるのは令和5年度一般競争入札以降、実績のある当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども健康課	八尾市伴走型相談支援に係る人材派遣業務	令和6年4月1日	株式会社メディカル・コンシェルジュなんばスカイオ支社	大阪市中央区難波五丁目1-60	単価契約 (4~6月見込額) 1,569,000円	一般競争入札を実施するまでの短期間、当該業務を実施できるのは令和4年度以降、実績のある当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども健康課	産後ケア事業に係る委託	令和6年4月1日	①(一社)大阪府助産師会 ②(医)竹村医学研究会産後ケアセンター 小阪 ③(医)愛賛会 浜田病院 ④(社福)八尾隣保館 ⑤(医) 正木産婦人科 ⑥(医) 植田産婦人科 ⑦(地独)市立東大阪医療センター ⑧産前産後ケアサロン MAMALABO 助産院 ⑨八尾市	①大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号 ②東大阪市菱屋西三丁目4番13号 ③大阪市平野区瓜破一丁目6番9号 ④八尾市南本町三丁目4番5号 ⑤八尾市山本町北一丁目2番22号 ⑥大阪市平野区平野宮町二丁目8番8号 ⑦東大阪市西岩田三丁目4番5号 ⑧八尾市山本町南1丁目12番2号 ⑨八尾市本町一丁目1番1号	単価契約 (年間見込額) 21,220,000円	出産直後の母子にデイ及びショートステイのサービスを提供する事業であり、母子の健康と安全を確保するとともに、適切なケア及びサポートを行うために高い専門性が求められることから、その性質上、競争入札に適さないことから、産婦人科医療機関と連携することができるのは契約相手方のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園 清掃業務	令和6年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 13,378,770円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども施設運営課	市立認定こども園 安全対策推進員業務	令和6年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 8,570,250円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園 周辺道路等見守り業務	令和6年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 3,662,500円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園 施錠業務	令和6年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,740,420円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	認定こども園等営繕業務にかかる労働者派遣業務	令和6年4月1日	公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会	大阪府中央区淡路町1丁目3番14号	単価契約 (年間見込額) 2,560,794円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	市立認定こども園 連絡業務	令和6年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,443,420円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども施設運営課	労働者派遣による保育教諭業務	令和6年4月1日	ベルサンテスタッフ株式会社	大阪市淀川区東三国5丁目15番14号	単価契約 (年間見込額) 19,679,962円	業務内容の同一性及び業務の効率性を考えたうえ、単年度もしくは事業ごとで競争入札することが不利と考えられるため、人材派遣の委託については3年ごとに入札を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
こども施設運営課	八尾市立認定こども園登降園等管理システム運用保守委託契約	令和6年4月1日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町3丁目1番72号	2,349,600円	契約業者は当該システムの導入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室受付員配置業務委託	令和6年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 16,783,000円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	久宝寺地区放課後児童室安全誘導業務委託	令和6年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 661,000円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室入退室等管理システム運用保守委託契約	令和6年4月1日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町3丁目1番72号	2,970,000円	契約業者は当該システムの導入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	認証保育施設委託	令和6年4月1日	合同会社みどり保育園	八尾市末広町一丁目6番10号	単価契約 (年間見込額) 17,385,000円	認証保育施設の設置については、現状保留児童が一定数存在しているため、これら児童に当該施設を斡旋することで、児童福祉の増進に寄与することを目的としており、競争入札が適していないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
保育・こども園課	認証保育施設委託	令和6年4月1日	有限会社豆の木	八尾市桜ヶ丘2丁目221番地	単価契約 (年間見込額) 17,385,000円	認証保育施設の設置については、現状保留児童が一定数存在しているため、これら児童に当該施設を斡旋することで、児童福祉の増進に寄与することを目的としており、競争入札が適していないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	ひとり親家庭保育支援事業委託	令和6年4月1日	社会福祉法人八尾隣保館	八尾市南本町三丁目4番5号	単価契約 (年間見込額) 12,240,000円	当該事業は、児童福祉法に規定する母子生活支援施設における保育サービスであり、他の事業者での事業実施が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	八尾市こども若者部保育・こども園課における労働者派遣による業務委託	令和6年4月1日	NXキャリアロード株式会社 大阪支店	大阪市浪速区難波中1丁目10-4 南海SK難波ビル 3階	単価契約 (年間見込額) 11,766,942円	国制度における無償化制度及び2歳児課税世帯を対象にした八尾市独自施策としての無償化制度それぞれを理解したうえで無償化事務に従事することが当課全体の事務遂行においても重要であり、一定の知識や経験を有する現在籍派遣社員が継続してその業務に従事することが必要であり、無償化に関する事務の習熟度が高く関連する保育制度に関する知識が豊富な人材を引き続き派遣出来るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育・こども園課	令和6年度 八尾市保育士確保支援業務委託	令和6年5月27日	(株)関西ぱど 東大阪営業部	東大阪市下小阪二丁目14番16号天正八戸ノ里ビル3階	1,096,100円	本業務を実施するにあたり、人材採用等の分野で高い専門性を持ち、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本業務を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)